部長、参事官及び所属長

殿

情報通信部長

災 対 発 第 1 9 号 平成29年 2 月 20 日 30年保存(口訓) 本 部 長

(沿革:H31.4.1災対発第42号一部改正)

大規模災害発生時における対処能力の強化について (通達甲)

本部長及び署長は、大規模災害発生時には、その災害の種別、規模等に応じて 県本部及び署に自らを長とする所要の規模の災害警備本部を設置し、災害警備活動 動の指揮に当たることとなるが、効果的に災害警備活動を実施するためには、被 災状況を可能な限り正確に把握した上で、対処能力を有する部隊を適切に投入す る必要がある。そこで、県警察における対処能力の向上を図り、被災地における 災害警備活動を強化するため、現地指揮所の設営及び指揮支援班の派遣について 下記のとおり定め、平成29年2月20日から実施することとしたので、適正な運用 に努められたい。

なお、情報通信部長にあっては、協力をお願いする。

記

1 現地指揮所の設営

本部長及び署長(以下「警備本部長等」という。)は、大規模災害発生時には、必要に応じて現地指揮所を設営するものとする。

2 指揮支援班の派遣

警備本部長等は、効果的な部隊の投入の決定等に資するため、必要に応じて 現地指揮所ごとに指揮支援班を派遣するものとする。

- 3 指揮支援班の編成、任務等
- (1) 指揮支援班の編成及び任務

指揮支援班の編成及び任務は、原則として次のとおりとする。

ア 班長

指揮支援班の指揮に当たるものとする。

イ 情報収集班

被災状況、道路状況等部隊活動に必要な情報を収集し、分析するものとする。

ウ 計画策定班

情報収集班が収集した情報を踏まえ、部隊装備・技術等を勘案しながら 部隊を選定し、部隊活動計画を策定するものとする。

なお、部隊活動計画の策定に当たっては、消防、自衛隊等関係機関との 連携・調整について留意するものとする。

エ 報告・記録班

警備本部長等に対し情報収集班の収集した情報、部隊の活動状況等を迅速に報告するとともに、記録化するものとする。

才 調整班

消防、自衛隊等関係機関と連携して被災情報等の情報共有を行うほか、 部隊の配置場所等に関する調整を行うものとする。

(2) 指揮支援班長等の人選

指揮支援班長等の人選は、次の基準により行うものとする。

ア 班長

原則として警視以上の階級であり、災害に関する知見、経験、指揮能力 等を有する者

イ 班員

災害警備活動に必要な知識、能力等を有する者

4 指揮支援班の要員に関する協議

本部長は、災害の規模等によっては十分な人数の指揮支援班の要員を派遣できない可能性があることから、他の府県警察から指揮支援班の要員の派遣を受ける必要性について、中国四国管区警察局と協議するものとする。